

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年6月23日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

提出者

住 所 福岡市南区塩原三丁目23番1号

氏 名 公立学校共済組合九州中央病院

【前年度(令和3年度)実績】 病院長 前原 喜彦

電話番号 092-541-4936

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	公立学校共済組合九州中央病院
事業場の所在地	福岡市南区塩原三丁目23番1号
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数330床
③従業員数	779人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	診療行為等に伴い発生した特別管理産業廃棄物は、一時、院内の廃棄物保管庫にて保管する。その後収集運搬委託業者にて中間処理委託業者までの収集運搬を行い、中間処理委託業者にて焼却処理を行う。その後、中間処理委託業者にて焼却灰を最終処分場へ運搬し、埋め立て処分する。

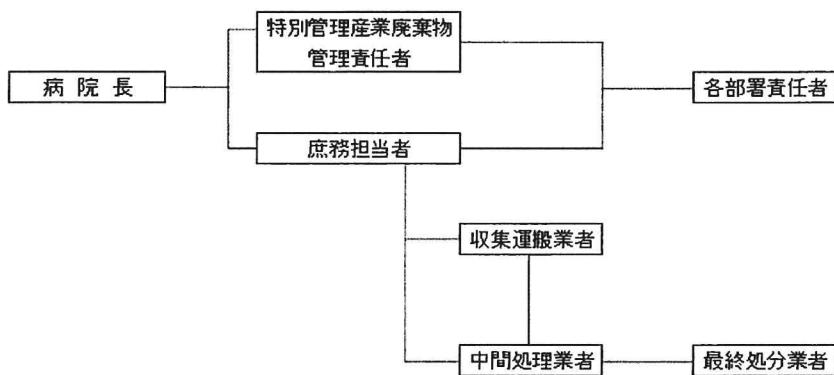


(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
排 出 量	392.6 t	2.29 t

①現状

(これまでに実施した取組)

プラ容器、段ボール、ビニール袋、携帯容器を用意し、廃棄物の性状ごとに細かく分別する。

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
排 出 量	384 t	2.24 t

②計画

(今後実施する予定の取組)

前年度比2%削減を計画値に設定し、勉強会、院内ラウンド等により排出抑制の周知徹底を図る。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

プラ容器、段ボール、ビニール袋、携帯容器を用意し、廃棄物の性状ごとに細かく分別する。

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			-
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			-

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	燃料化用未燃物に 引き続き電子マニフェスト	-	-
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量			- t
(これまでに実施した取組)			-
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		-
	自ら熱回収を行 う 特別管理産業廃棄物の 量	- t	- t
自ら中間処理により減量す る 特別管理産業廃棄物の量			- t
(今後実施する予定の取組)			-

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	-	-
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)		
-		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	-	-
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)		
-		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和2年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
全処理委託量	392.6 t	2.29 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)		
適切な処理委託の実施を確認した。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	384 t	2.24 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	令和3年6月18日	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用に関する事項	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	引き続き適切な処理委託の実施を確認する。		
※事務処理欄	【前年度（令和3年度）年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 <small>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</small>	392.6 t	
	(今後実施する予定の取組)		
感染性廃棄物については、引き続き電子マニフェストで適切な処理委託の実施を確認する。			

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和4年6月23日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

## 提出者

住 所 福岡市南区塩原三丁目23番1号  
 氏 名 公立学校共済組合九州中央病院  
 病院長 前原 喜彦

電話番号 092-541-4936

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和2年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	公立学校共済組合九州中央病院
事業場の所在地	福岡市南区塩原三丁目23番1号
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	384.82 t	全処理委託量	384.82 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 - t 前年度 392.6 t
------------------------------------	-------------------------

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

感染性廃棄物については、電子マニフェストで適切な処理委託の実施を確認した。

※事務処理欄



(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

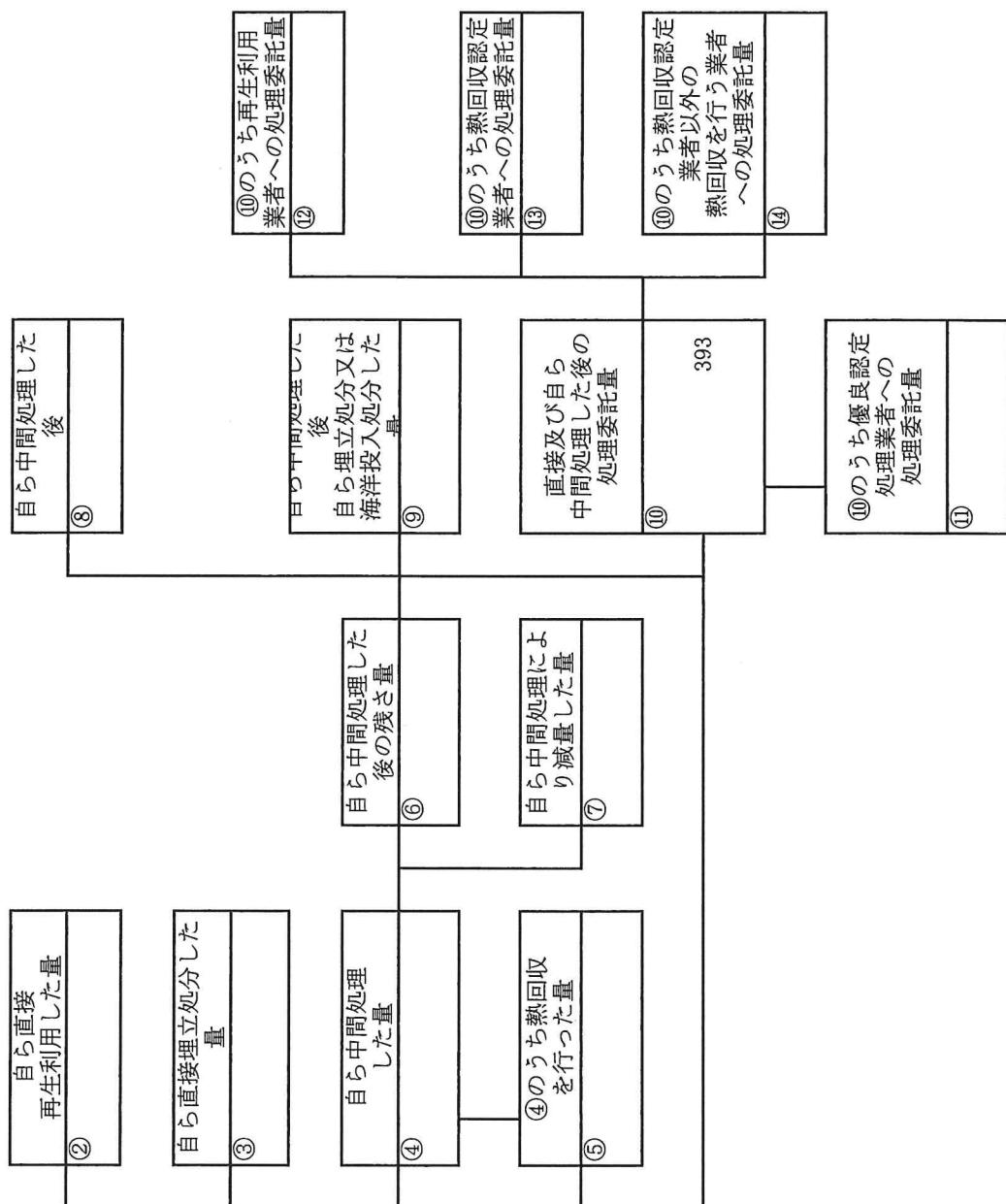
(特別管理産業廃棄物の種類 : 感染性廃棄物 )

有 債 物 量
---------

不要物等発生量

排 出 量	実績値 393
①	②

項目	実績値	備考
①排出量	393 t	
②+③自ら再生利用を行った量	0.00 t	
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t	
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t	
⑪全処理委託量	393 t	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	
⑫再生利用率業者への処理委託量	0.00 t	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	



( 第 2 面 )

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類 : 引火性廃油 )

有 債 物 量
---------

不要物等発生量

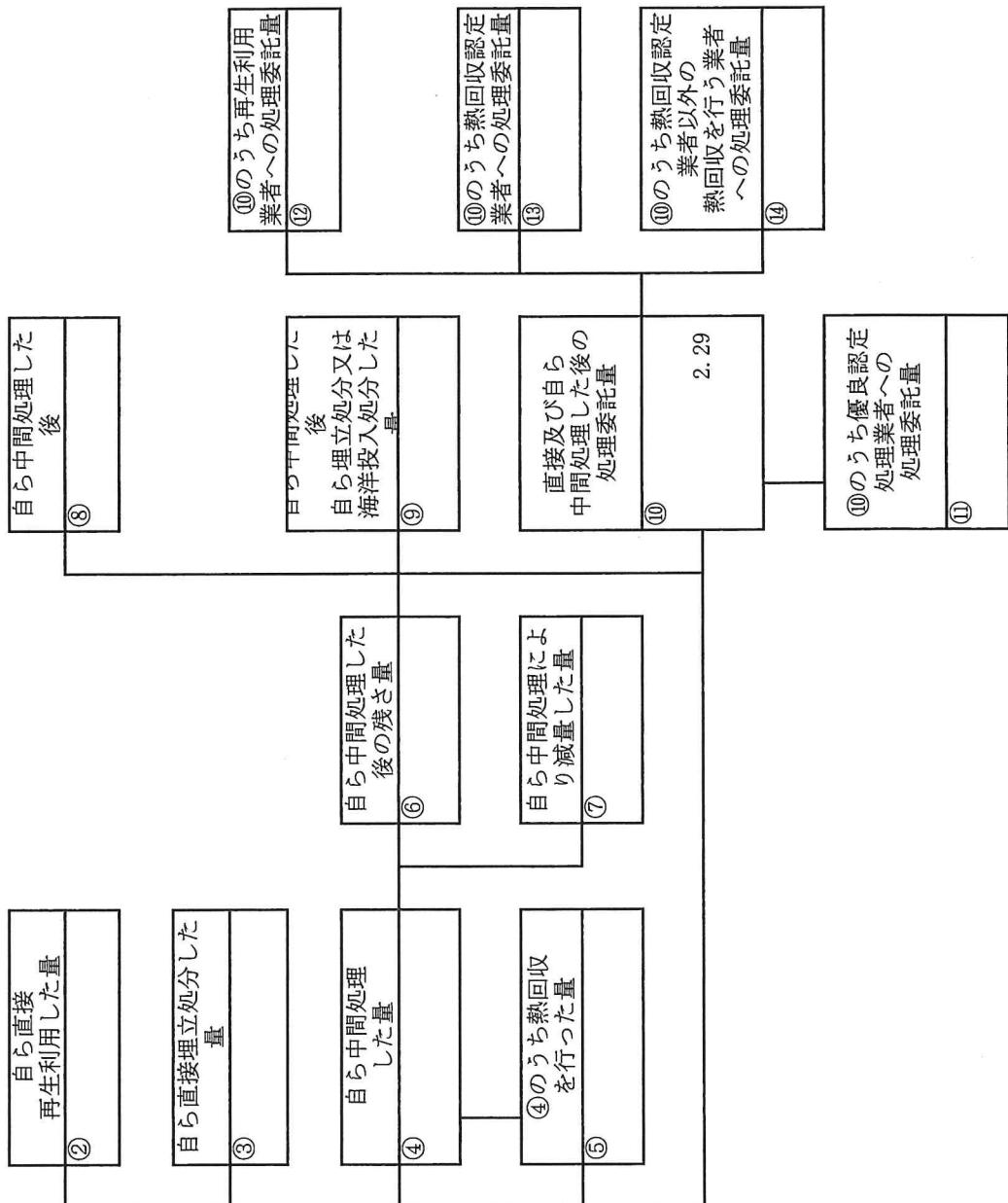
自ら直接  
再生利用した量  
②

排 出 量
① 2.29

自ら直接埋立処分した量  
③

自ら中間処理した後  
⑧

項目	実績値
①排出量	2.29 t
②+③自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑪全処理委託量	2.29 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.00 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t



( 第 2 面 )

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。